	16　床板前縁の中央部に588.4ニュートンの荷重を10分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。 17　枠にネット又は板を張つているものにあつては、そのネット又は板の中央部に196.1ニュートンの力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。 18　妻枠の上さん中央部の外側面に294.2ニュートンの荷重を30回交互に繰り返し加えたとき妻枠の上さん中央部の変位量は30ミリメートル以下であり、また、各部に異状が生じないこと。 19　前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側面にそれぞれ10キログラムの砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。 20⑴　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 ⑵　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
４．登山用ロープ	１　すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。 ２　落下衝撃試験を行つたとき、初回にはロープの衝撃応力が、技術上の基準の欄の４⑵の表示のあるものにあつては7,845.3ニュートン以下、その他のものにあつては11,768.3ニュートン以下であり、２回目にはロープが切断しないこと。 ３　せん断衝撃試験を３回行つたとき、ロープのせん断衝撃力が、４⑵の表示があるものにあつてはいずれも980.7ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも1,471.0ニュートン以上であること。 ４⑴　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 ⑵　二つ折り又は２本で使用するものにあつては、１／２の記号が容易に消えない方法により表示されていること。 ⑶　登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
５．携帯用レーザー応用装置	１⑴　次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの及びそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものを除く。）にあつては、日本工業規格Ｃ6802（2005）レーザ製品の安全基準3.17クラス１レーザ製品又は3.19クラス２レーザ製品であること。 ①　全長が８センチメートル以上であること。 ②　レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有すること。 ⑵　⑴のもの以外のものにあつては、日本工業規格Ｃ6802(2005)レーザ製品の安全基準3.17クラス１レーザ製品（その放出持続時間が8.4ｅ）時間基準３）を満たすものに限る。)であること。 ２　出力安定化回路を有すること。 ３⑴　外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能（ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。）を有さないこと。 ⑵　⑴のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。 ①　レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界（日本工業規格Ｃ6802（2005）レーザ製品の安全基準8.3クラス分けに対する責任に示されたものをいう。）を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。 ②　使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。 ４⑴　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 ⑵　次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本工業規格Ｃ6802（2005）レーザ製品の安全基準3.17クラス１レーザ製品（その放出持続時間が8.4ｅ）時間基準３）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が３秒未満であるものに限る。））にあつては②の注意事項を表示することを要しない。 ①　レーザー光をのぞきこまない旨 ②　レーザー光を人に向けない旨 ③　子供に使わせない旨

同表６．浴槽用温水循環器の項の技術上の基準欄３⑴中「示されていること」を「表示されていること」に改め、同欄３⑵中「注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること」を「注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること」に改め、同表７．石油給湯機の項の技術上の基準欄８⑴及び⑵を次のように改める。

８⑴　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

⑵　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

同表８．石油ふろがまの項の技術上の基準欄６⑴及び⑵を次のように改める。

６⑴　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

⑵　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。